

(生 17)
令和2年6月1日

都道府県医師会
生涯教育担当理事 殿

日本医師会常任理事
羽鳥 裕



日本専門医機構「共通講習の手引き」の改訂について

時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

日本医師会では、日本専門医機構の発足以来、新たな専門医の仕組みを整えるため、制度運営に関わる業務に協力し、医療の質の向上に努めております。

今般、日本専門医機構において「共通講習の手引き」が別添1のとおり改訂され、2021年4月1日より施行されることとなりました。主な改正点として、共通講習のカテゴリーにおけるその他の共通講習のうち「専門医としての人間性並びに社会性向上に資する講習会（医師患者間のコミュニケーションに関する講演や専門領域以外の科学的もしくは文化的講演などを含む）」が削除されました。

今回の改訂に伴い、日本医師会生涯教育カリキュラム2016の総論のうち、CC1（医師のプロフェッショナリズム）、CC4（医師－患者関係とコミュニケーション）、CC5（心理社会的アプローチ）、CC10（チーム医療）、CC15（臨床問題解決のプロセス）に示された内容につきましては、2021年4月1日以降は共通講習の対象外となりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。ただし、「医療安全における医師患者間コミュニケーション」など共通講習のカテゴリー（医療倫理、感染対策、医療安全、医療制度と法律、地域医療、医療福祉制度、医療経済、臨床研究・臨床試験、両立支援）に関わる内容につきましては、申請は可能となります。その際、CCは共通講習のカテゴリーと一致するものを付与し、講演テーマ（演題）は、共通講習のカテゴリーと合致していることが明確にわかるものとしてください。

医師会主催の講演会が新たな専門医制度の共通講習として、今後も日本専門医機構による認可を受けられるよう、改めてご協力いただきたくよろしくお願い申し上げます。

共通講習申請の手引き

当分の間、移行期間の暫定的処置として、日本専門医機構認定共通講習の開催については以下の記載に従い申請して下さい。

なお、本手引きの内容につきましては2021年4月1日より施行しますので、各基本領域学会、医師会におかれましては、それまでに規定等の変更手続きをお願い致します。

1. 申請

主催者は、下記の審査機関へ申請して下さい（資料：「共通講習申請に関する審査と各種書類の流れ（暫定版）」参照）。

- ①各基本領域学会関係から開催を申請する場合は、各基本領域学会の専門医委員会。
- ②都道府県医師会生涯教育委員会（学術委員会）から開催を申請する場合は、日本医師会へタイムテーブル（プログラム）をメール送信のうえ、全国医師会研修管理システムへ申請。
- ③基幹施設・連携施設である医療機関が開催を申請する場合は、審査機関が確定するまでの間、日本専門医機構へ機構ホームページ上から申請。

2. 共通講習として認められる講習会の範囲

共通講習として認定されるためには、原則として以下の項目を充足し「各領域の枠を超えた、医師として必要な知識や態度（人間性や社会性を含む）を扱う講習」として妥当と認められたものに限られます。

- (1)国内で開催されるものの内、営利団体が主催するものを除き、講演者、共催・後援については、利益相反事項に問題がないもの。
- (2)共通講習の主催者は、各基本領域学会会員、医師会会員、基幹施設・連携施設の職員以外でも講習会に参加して単位が取得できるように努めてください。基幹施設・連携施設については、原則として非職員の参加を「可」としててください。
- (3)共通講習は必修およびその他に区分し、それぞれに含まれるカテゴリーは以下の通りです。
 - ①必修講習：医療倫理（臨床倫理、研究倫理、生命倫理を含みます）、感染対策、医療安全（資料「必修共通講習の内容（具体例）」参照）。
 - ②その他の共通講習：医療制度と法律、地域医療、医療福祉制度、医療経済（保険医療に関するものを含みます）、臨床研究・臨床試験*¹、両立支援（治療と仕事）及びそれらに関連する講習会。以上その他、専門医としての人間性並びに社会性向上に資する講習会（医師患者間のコミュニケーションに関する講演や専門領域以外の科学的もしくは文化的講演などを含みます）。
 - ③省庁、各種公共団体およびそれに準じる機関・団体の主催する講習会で、①で定める内容に関する講習会等。日本専門医機構で予め共通講習と

して認めるものについては公示し、受講単位を付与します。この場合、各講習会の受講証明書をもって受講単位の認定証とします。

(4) 共通講習の提供形式には以下のものを含みます。

①講習会・講演会：講習内容に精通し、専門的経験を有する者（エキスパート）1時間あたり1～2名程度の演者によるもの。

②シンポジウム、ワークショップ：講習内容に精通し、専門的経験を有する者（エキスパート）の講演で構成されるシンポジスト、講演者等。

③e-learning：原則として e-testing 5 題以上を含むもの。（別添 e-learning に関して参照）

④日本専門医機構が作成または推奨するが承認、追認したDVD等による伝達講習会。

(5) 受講に際しては、主催者もしくは基本領域学会、日本医師会などの開催主体（基幹施設・連携施設である医療機関で開催する場合は当該医療機関）により適正・確実な方法で出席管理（受講確認）を行えること（例：ICカード読み取りによる受講確認、バーコードによる受講確認、途中入場を禁止した上での終了時出席確認およびこれらに準じる程度の適正・確実な方法。なお、病院の職員を対象として開催される医療安全講習会などでICカード等による受講確認のみのため、日本専門医機構共通講習の参加を明示できない場合には、別途、共通講習受講証*²の発行を行ってください）。

(6) 共通講習の受講者に対し、開催主体（日本専門医機構、各基本領域学会、日本医師会または都道府県医師会、各都道府県のいずれかの基幹施設・連携施設である医療機関で共通講習を開催する場合は、当分の間、同医療機関）名による受講証明書を発行できるもの。

(7) 講習会の規模については、~~当面の間、~~以下の予想参加者数を目安として設定して下さい。~~なお、参加者数については、当分の間柔軟に対応します。~~

①複数の都道府県からの参加者を対象とするもの（全国規模のものを含む）については、100名程度以上の参加者を見込めるもの。

②各都道府県内からの参加者を対象とするものについては、50名程度以上の参加者を見込めるもの。

③各都道府県のいずれかの基幹施設・連携施設である医療機関で共通講習を開催する場合は、30名程度以上の参加者を見込めるもの。

なお、予定参加者数については講習会に参加予定の医療職の総人数として下さい。

(8) 講習会のタイトル；共通講習であることを明示されているもの

（タイトル又はサブタイトルに「日本専門医機構認定共通講習」である旨を表示するか、もしくはなお書き等で明示する）。

また、講演タイトルまたはサブタイトルは、上記2(3)に記載する共通講習の対象カテゴリーに該当することがわかるようなものとする。（資料「必修共通講習の内容（具体例）」参照）。

*¹ 研究倫理に関連するものは医療倫理で申請してください。

*² 日本専門医機構HPに掲載の受講証明書をご参照下さい。

3. 受講単位について

(1) 認定単位は、上記「2. 共通講習の要件(3)」に列挙した一つのカテゴリーにつき、1日あたり1時間以上2時間未満の講習会には受講単位1単位を、連続して2時間以上のものには2単位を上限とすることとしてください。また、講習会の講師には受講単位2単位を上限として付与することができます。

なお、二つ以上のカテゴリーにつき講習会を開催する場合は別々に申請するか、もしくは主たる一つのカテゴリーで申請して下さい。

受講者の取得できる単位数は、一つのカテゴリーにつき、1日あたり2単位を上限とする。e-learningについては各領域専門医委員会で設定することが出来る。

(2) 専門医の更新申請に必要な共通講習受講単位数は、

①必修講習：医療倫理、医療安全、感染対策は5年間で各々1単位以上

②全ての共通講習受講単位を合わせて5年間で3単位以上10単位以内とします。2.(3)で示したカテゴリーの内、同一カテゴリーを複数回受講した場合も取得単位として算定できます。(資料「共通講習単位取得の実例」参照)。

ただし、本手引き施行までの間に専門医を更新する場合は、現状の規定に従って下さい。また、経過措置期間中(2018年4月より5年を経過するまでの間)の年数ごとに必要な単位数については、各領域で別途規定して下さい。

4. 講習会の参加費

開催主体(日本専門医機構、各基本領域学会、日本医師会および都道府県医師会、基幹施設・連携施設である医療機関で主催する場合は、当分の間、それらを有する医療機関)が適切な範囲で設定して下さい。会員・非会員の区別についても同様です。

5. 講習会の情報の公開について参加者を限定せず非会員などの参加を認める講習会の申し込み

基幹施設・連携施設の申請については、日本専門医機構ウェブサイトにて開催一覧を公開致します。公開情報は、申請システムに登録された申請者(問い合わせ先)氏名、申請者(問い合わせ先)電話番号、申請者(問い合わせ先)メールアドレス、講習会タイトル、カテゴリー、都道府県、会場名、開催日とする。非会員などからの事前申し込み等が必要な場合の連絡先については、日本専門医機構共通講習情報に掲載できますので、必要な場合には機構までお知らせください。

6. 審査について

(1) 各審査機関(日本専門医機構、各基本領域学会、日本医師会「生涯教育制度・専門医の仕組み運営委員会」、各都道府県に設置する基幹施設・連携施設の代表者等からなる機関の内部に設置した共通講習審査機関。但し、基幹施設・連携施設である医療機関から共通講習を申請する場合の審査機関は、当分の間日本専門医機構とする)は、主催者から申請があった場合、申請書記載の項目につき妥当か否かを審査し、共通講習として認めると判断した場合は各審査機関毎に登録番号を付し、申請書の審査欄に必要事項を記入し、

日本専門医機構へ電子メールで届け出てください(日本専門医機構ウェブサイト共通講習審査終了報告参照)。認めない場合は理由を付し、主催者にその旨を報告してください。

(2) 企業との共催・後援で開催する講習会等については、利益相反に関して特に慎重な審査をお願いします。

7. 審査に要する日数

申請は原則として講習会開催の3か月前までをお願いします(各基本領域学会、日本医師会において独自に短縮することは妨げません)。

詳細につきましては、予め各審査機関に確認し、プログラム等の印刷に要する期間も考慮して、遅れることのないように注意して下さい。

8. 共通講習開催後報告

共通講習の主催者は機構ホームページ上のフォーマットに従い、共通講習事後報告を開催後2週間以内に提出してください(日本専門医機構ウェブサイト共通講習開催後報告参照)。

①基本領域学会、日本医師会で審査したものについては、主催者は基本領域学会及び日本医師会へ提出してください。

②基本領域学会、日本医師会は提出された事後報告書を3か月に1回程度とりまとめて機構へ提出してください。

③基幹施設・連携施設からの事後報告書は2週間以内に機構へ提出してください。尚、報告書の提出が無い場合は次回共通講習の申請を受け付けない場合があります。

④e-learningの事後報告書については、各学会の年度末に報告頂くことと致します。

2017年	5月12日	一部改正
2018年	1月19日	一部改正
2018年	5月18日	一部改正
2018年	6月15日	一部改正
2019年	1月18日	一部改正
2020年	3月27日	一部改正